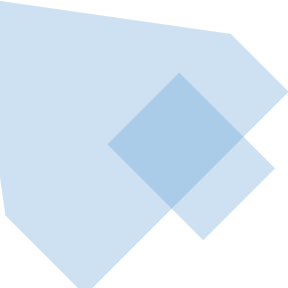


「改正食育基本法」と 「第5次食育基本計画」 について

福島県県北保健所 健康増進課



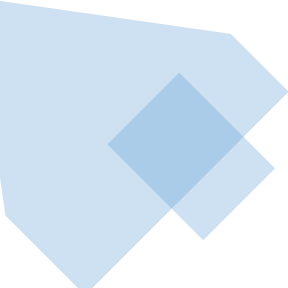
今回の内容は、令和8年7月10日に
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課が
開催した

「改正食育基本法及び第5次食育基本計画等に係る
オンライン説明会」

の内容を基にしたものです。

従って、今回の資料は、このオンライン説明会と
同じ資料が含まれておりますことを御承知願います。



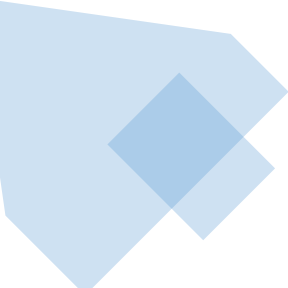


「改正食育基本法」と
「第5次食育基本計画」の詳細については、
農林水産省のホームページから御覧ください。

農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kannrennhou.html>



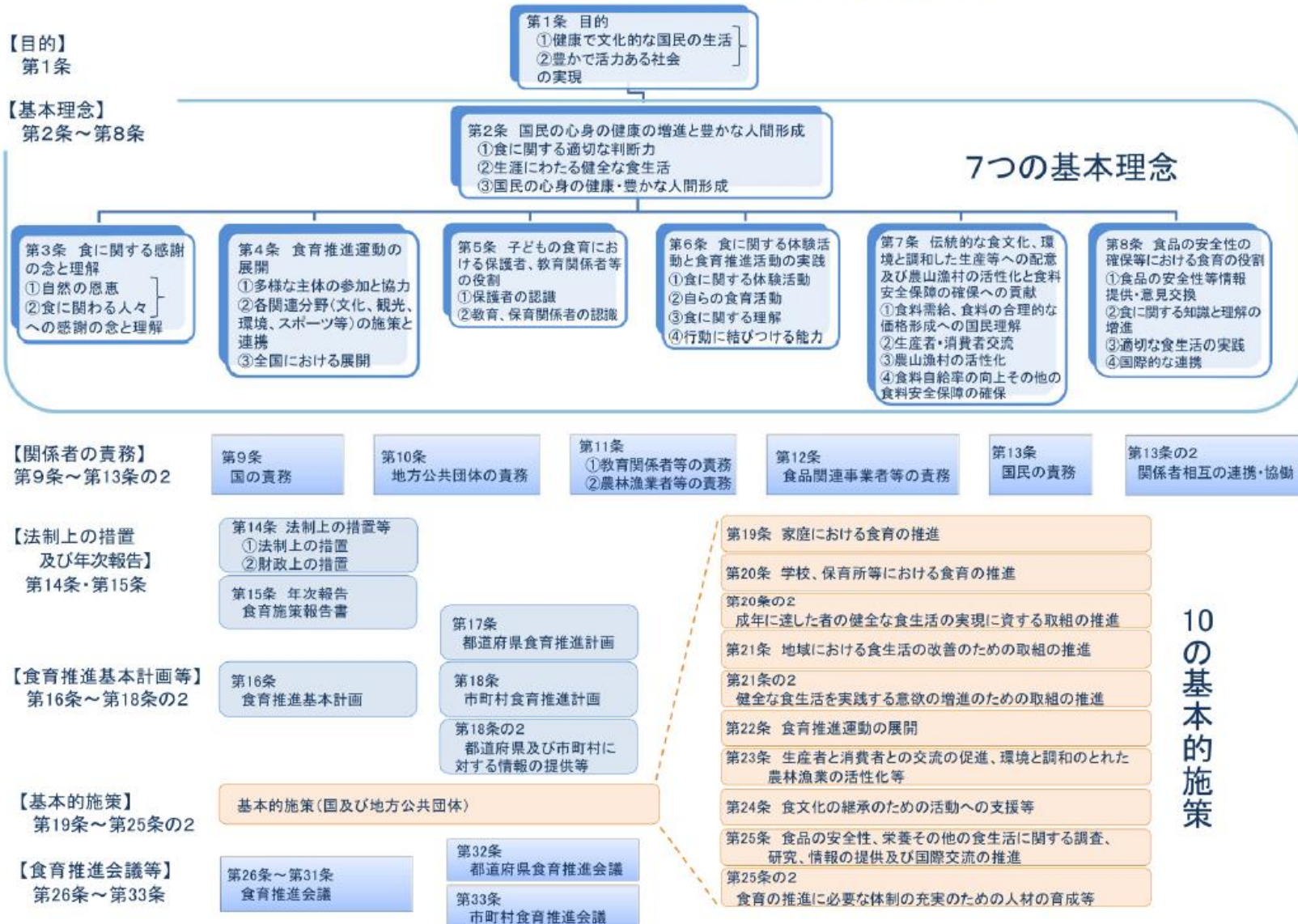


「改正食育基本法」 について



【参考】食育基本法の体系（令和8年5月改正）

食育基本法の体系（令和8年5月改正）



1. 食育の推進に関する枠組み・体制

食育推進施策の基本的枠組み ～食育とは？～

○食育基本法(平成17年法律第63号)

- 食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年6月に公布、同年7月に施行。令和8年5月改正。
- **食育は、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ものとされている。**
- 国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全で充実した食生活を実践するために、家庭、学校、保育所、職場、地域等を中心に、「食」に関わる知識又は経験を有する人材を育成し及び活用し、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことや、食料安全保障の確保にも資する食育を推進することが課題とされている。

○食育推進基本計画(令和8年6月食育推進会議決定)

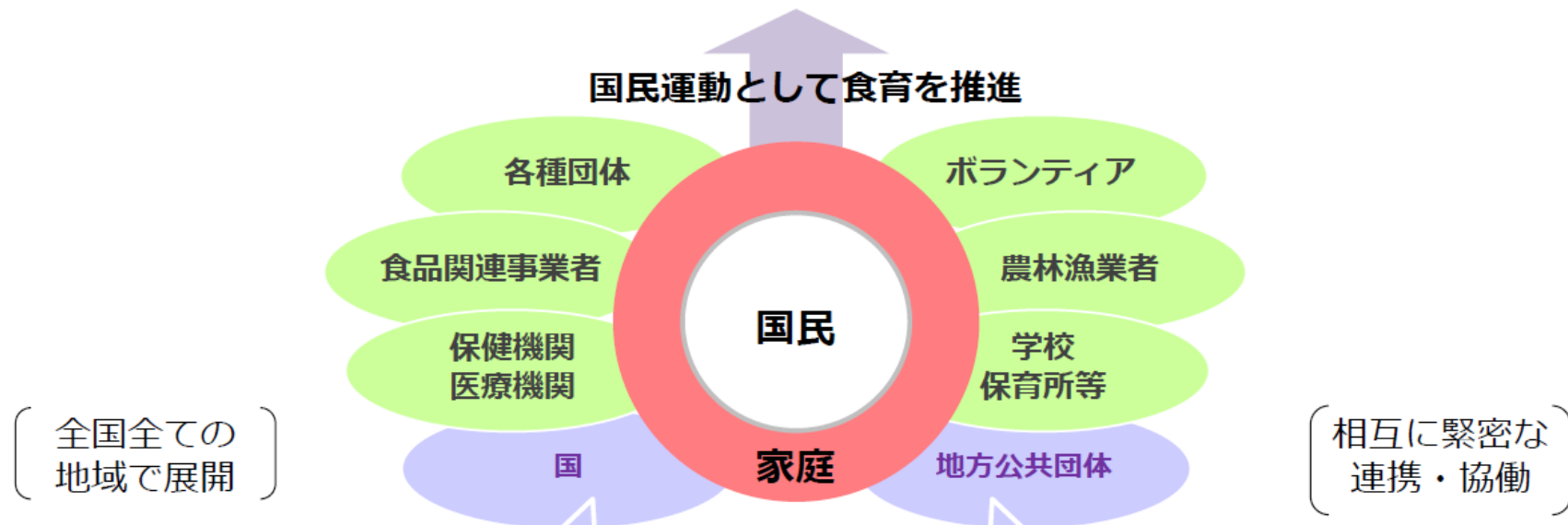
- 令和8年6月に、食育推進会議において第5次食育推進基本計画が決定された。令和8年度からおおむね5年間の計画期間とし、当該期間に特に取り組むべき重点事項等を規定。
- 具体的には、食育基本法の改正の趣旨を踏まえ、以下の3つの重点事項を規定。
 - (1) 学校等での食や農に関する学びの充実
 - (2) 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進
 - (3) 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

1. 食育の推進に関する枠組み・体制

食育の推進体制 (1) 全体像

- 食育を国民運動として推進していくため、国、地方公共団体による取組とともに、地域においては、学校、保育所等、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の様々な立場の関係者の緊密な連携・協働の下、食育を推進

国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成



食育推進会議（食育推進基本計画の作成）

農林水産省、食品安全委員会、消費者庁、
こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省等
の関係府省庁等による施策の実施

地方
農政局等

< 食育に関する施策の総合的・計画的立案、実施 >

都道府県

都道府県食育推進会議
都道府県
食育推進計画の作成

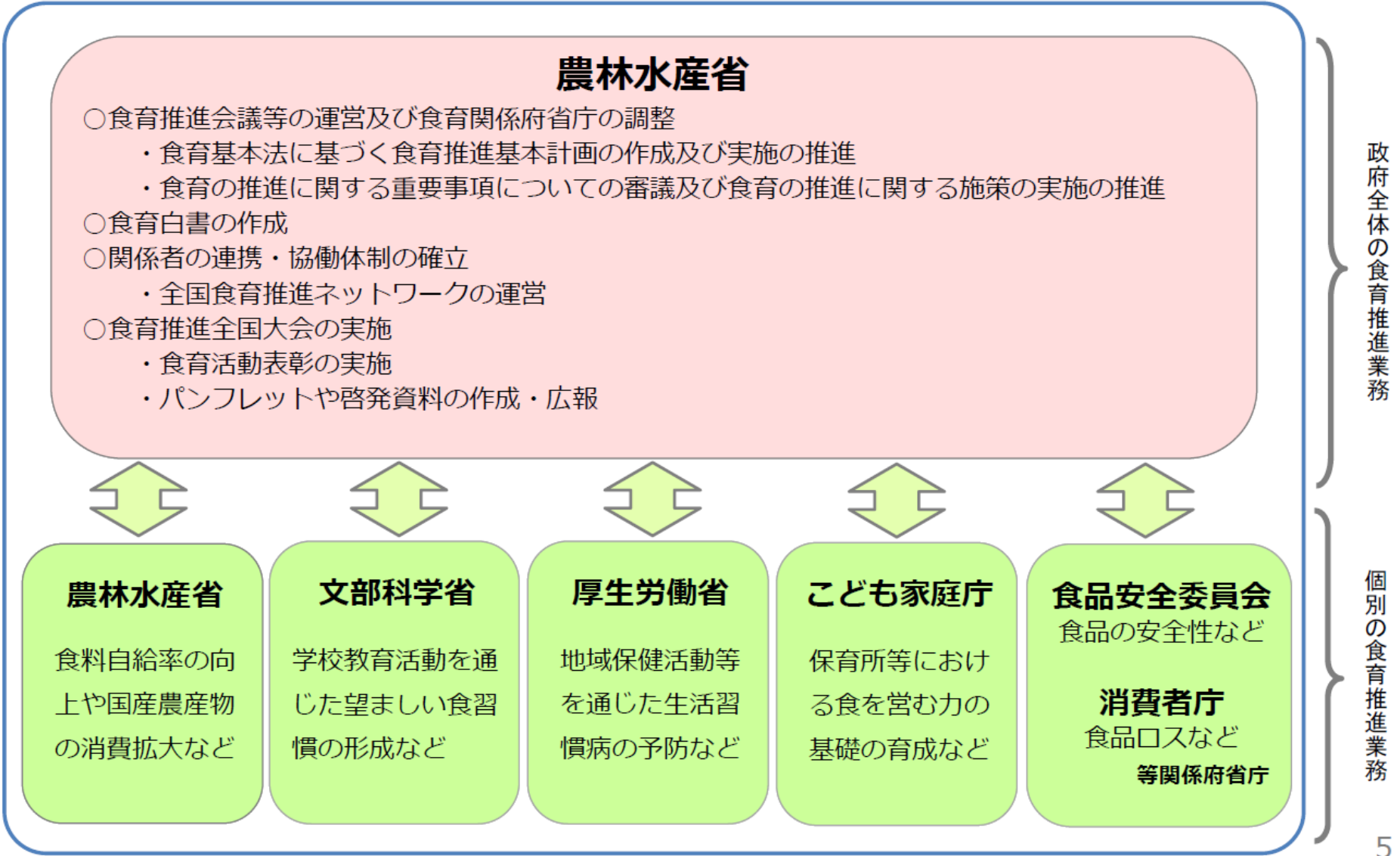
市町村

市町村食育推進会議
市町村
食育推進計画の作成

< 地域の特性を生かした施策の立案、実施 >

1. 食育の推進に関する枠組み・体制

食育の推進体制 (2) 政府の食育推進体制



食育基本法改正のポイント

＜背景＞

- ・平成17年（2005年）に食育基本法が制定され20年、食や農を取り巻く環境が大きく変わり、令和6年（2024年）に食料・農業・農村基本法が改正され、食料安全保障の確保を図るため、消費者の役割が拡充された。
- ・消費者が農林水産物の生産にかかるコストを理解して負担したり、地場産品・国産品を選ぶようになるための「食育」を中長期でしっかり取り組むべき必要がある。
- ・食卓と農の現場の距離の広がりや、「大人」世代における栄養バランスの偏り・食習慣の乱れが生じている現状がある。

食育基本法改正のポイント

ポイント① 食料安全保障にもつながる食育へ

目的規定と基本理念に、**食料安全保障の確保**に資する食育を推進することを、

基本理念に、**食料の合理的な価格形成**について理解を深めることを明示

食育基本法改正のポイント

ポイント② 学校における食育の強化

食育の中核的な役割を担う「栄養教諭」を明示し、学校等における食育として「**農林漁業教育**」を追加、外部人材の活用の規定を新設

食育基本法改正のポイント

ポイント③ 「大人の食育」の推進

「大人」世代の食育の推進のため、食育の場として「**大学**」や「**職場**」を追加し、**官民連携**についても規定

食育基本法改正のポイント

ポイント④ 国・地方の取組の「見える化」

地方公共団体の取組の「見える化」 規定の新設、食育推進基本計画の**目標達成状況**の毎年の調査公表や5年ごとの計画変更の規定追加

3. 改正食育基本法のポイント

【改正ポイント①】

食料安全保障にもつながる食育へ

- 食料安全保障の確保を基本理念に追加(第1条)
- 生産・流通・コスト(合理的な価格形成)の理解を促進(第7条)

→食育を健康増進のみではなく、食料安全保障にも資するものに強化

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むとともに、**食料安全保障の確保にも資する**食育を推進することが緊要な課題となっていることに鑑み、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料安全保障の確保への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況並びに食料の**合理的な価格の形成について**国民がその発達段階に応じた適切な方法により**理解を深める**ことができるようにするとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上**その他の食料安全保障の確保に資する**よう、推進されなければならない。

3. 改正食育基本法のポイント

【改正ポイント②】

学校における食育の強化

- 食育の中核的な役割を担う者として「栄養教諭」を条文に明示（第20条1項）
- 「農林漁業教育」を新たに規定（第20条1項）
- 農林漁業教育を推進するために、①農林漁業者等の外部人材の活用や、②地方公共団体における教育部局と農政部局との連携確保について新たに規定。
（第20条2項、第10条）
→農林漁業者・関係団体等による学校現場での食育への積極的な参画が期待

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、

学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、

学校における食育の中核的な役割を果たす栄養教諭その他の食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、

学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、

教育の一環として行われる農林漁業に関する体験活動その他の農林漁業教育(食を支える農林漁業及びその関連産業についての理解と関心を深めるための教育をいう。)及び教育の一環として行われる食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、

過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条

2 国及び地方公共団体は、前項の農林漁業教育等を通じた子どもの食に関する理解の促進等の施策を講ずるに当たっては、**農林漁業者その他の教職員以外の人材の活用等**を図るものとする。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、**教育等(教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健をいう。次条第一項において同じ。)、農林漁業その他の食育に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しながら、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。**

3. 改正食育基本法のポイント

【改正ポイント③】

「大人の食育」が本格始動！ 職場や大学も舞台に

朝食欠食率が高く、栄養バランスの偏りが目立つ20歳代から30歳代の「働く世代」へのアプローチを強化すべく、

- 「大学」や「職場」を食育の場として追加

（第20条の2、前文、第6条）

- 民間企業を巻き込んだ食育を進めていくべく、官民連携を新たに規定（第20条の2）

（成年に達した者の健全な食生活の実現に資する取組の推進）

第二十条の二 国及び地方公共団体は、成年に達した者の健全な食生活の実現に資するよう、**大学等の学生**に対する食生活の改善のための啓発活動その他の活動に対する支援、**事業者がその雇用する者の健康に配慮して行う食育の推進に関する活動に対する支援、食育の推進に関する活動を行う事業者等の連携及び協働を促進するための体制の整備**等必要な施策を講ずるものとする。

（前文）＜抜粋＞

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、「食」に関する体験活動等を通じて自然の恩恵や農林漁業者をはじめとする「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深め、豊かな人間性を育みつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全で充実した食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、**職場**、地域等を中心に、「食」に関わる知識又は経験を有する人材を育成し及び活用し、国民運動として、食育の推進に自ら進んで取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が、年齢等にかかわらず、家庭、学校、保育所、**職場**、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深め、これを食生活の改善や**食料の持続的な供給に資する物の選択に努める**等の健全な食生活を送ること等に資する行動に結び付けることができる能力を育むことを旨として、行われなければならない。

3. 改正食育基本法のポイント

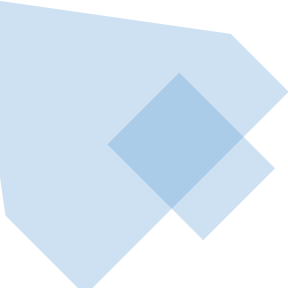
【改正ポイント④】

国・地方ともに取組を「見える化」して食育を推進

- 食育推進基本計画を通じたPDCAサイクルの確立
→目標の達成状況の毎年の調査・公表（第16条第4、5項）
- 地方公共団体の取組状況の「見える化」（第18条の2）

（食育推進基本計画）

- 第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。
- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食育の推進の目標に関する事項
 - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項（第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けた農林水産大臣は、少なくとも毎年一回、第二項第二号の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 食育推進会議は、食育に関する状況の変化を勘案し、及び食育の推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、食育推進基本計画を変更するものとする。
- 6 第三項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。



(都道府県及び市町村に対する情報の提供等)

第十八条の二 国は、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の作成及び実施の推進に資するため、
食育の推進に関する取組の状況についての調査並びに
情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の必要な
援助を行うよう努めるものとする。



3. 改正食育基本法のポイント

その他の改正項目

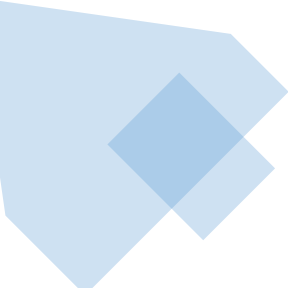
- 文化、観光、環境、スポーツ等の関連分野との協働
(第4条、第22条)
- 個人の取組成果の「見える化」(第21条の2)
- 生産者と消費者との交流促進の強化(第19条、第23条)

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得ながら、その連携を図るとともに、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野における施策との有機的な連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図り、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野の事業者又はその組織する団体その他の関係者とも協働しながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。



(健全な食生活を実践する意欲の増進のための取組の推進)

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、広く国民が、年齢等にかかわらず、健全な食生活を実践する意欲を高めることができるよう、国民が自らの栄養、食習慣等に関する食生活の状況を把握し及び改善するための取組への支援その他の食生活の改善のための取組への支援等必要な施策を講ずるものとする。



（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室、**農林漁業に関する体験の場**その他の食についての望ましい習慣等を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、**食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第十四条に定める消費者の役割を踏まえ**、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

大人も子供も食育を！ 改正食育基本法



2026年5月、食育基本法が改正されました！
「健康増進」に加え、「食料安全保障の確保」にもつながる食育へ

食育とは…様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を
習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること

食育基本法とは…食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、
健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に
寄与することを目的とする法律(平成17年7月施行)

改正のポイント

詳しくは裏面へ

食育を通じた 食料安全保障の確保

目的規定・基本理念に、**食料安全保障の確保**に
資する食育を推進することを、基本理念に、**食
料の合理的な価格形成**について理解を深めるこ
とを明示

学校等における食育の強化

食育の中核的な役割を担う「栄養教諭」を明
示し、学校等における食育として「**農林漁業
教育**」を追加、外部人材の活用の規定を新設

「大人の食育」運動推進

「大人」世代の食育の推進のため、食育の場と
して「**大学**」や「**職場**」を追加し、**官民連携**に
しても規定

国・地方ともに取組を「見える化」

地方公共団体の取組の「見える化」規定の新設、
食育推進基本計画の**目標達成状況**の毎年の調査
公表や5年ごとの計画変更の規定追加

改正の経緯

食や農を取り巻く状況の
変化や「**食料・農業・農
村基本法**」の改正に対応
するため、食育基本法も
改正されました。

改正後は

食料安全保障の確保に
資する食育と国民の健全な
食生活の実現を
より一層目指します。

■ 食や農を取り巻く状況の変化

- ・食に関する価値観の多様化
- ・栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ等の課題の深刻化
- ・生産者と消費者との関係性の希薄化

■ 「食料・農業・農村基本法」の改正

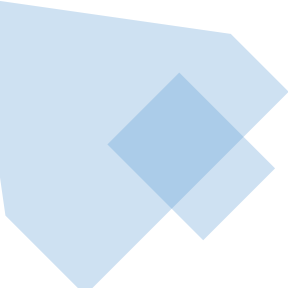
- ・基本理念の柱として食料安全保障の確保を規定
- ・消費者の役割として、農業等への理解を深めること、
食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることを明記

■ 全世代への食育の展開

- ・全国の全世代に対する十分な水準での食育の展開

■ 消費者の意識・行動の変化

- ・日本の農業を支えるための価格形成への理解促進
- ・国産品、地場産物の農産物の消費促進
- ・多様な主体が連携した取組等を通じた健全な食生活の実現



「第5次食育基本計画」について



第5次食育推進基本計画 概要①

【はじめに】

- 食育基本法の制定から約20年が経過し、**食や農林漁業を取り巻く状況の変化や、食に関する国民の価値観等の多様化**が進展。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や食料品等の物価高騰等が生じたこと等により、**栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ**が見られるとともに、食卓と農業等の生産現場の距離が遠くなる中、**生産者と消費者の関係が希薄化**。
- **食や農への関心や理解を深め、行動変容を促す観点からも食育は重要であり、食育基本法の改正の趣旨を踏まえ、食料安全保障の確保にも資する食育**を多様な関係者等と連携・協働し、国民運動として推進

【第1 食育推進に関する施策についての基本的な方針】

重点事項

(1) 学校等での食や農に関する学びの充実

- ・朝食を欠食する子供の割合が増加傾向にあるなど子供たちの**食の乱れ**が見られるほか、**生産現場の実態を知らない子供**が増加



- ・栄養教諭等による**食生活の重要性等に関する指導**や地域等との連携・協働の下、「**農林漁業教育**」を推進

(2) 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

- ・特に若い世代において、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の回数や野菜・果物摂取量が少ないなど**栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ**



- ・官民の幅広い連携・協働の取組等による大人の消費者の**行動変容を促す「大人の食育」**を推進

(3) 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

- ・国民の食卓と生産現場の距離が遠くなる中、「**農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合**」が減少



- ・**農林漁業体験機会の提供**、生産者と消費者が直接つながる取組や、**食料の持続的な供給に資する食品の選択等**を促進

- これらの取組を推進して定着させるために、**情報発信の強化や取組の見える化、PDCAサイクルによる施策の見直し・改善、行動変容に向けた機運の醸成、食育推進体制の整備等**の取組を推進

第5次食育推進基本計画 概要②

【第2 食育の推進の目標に関する事項】

取組主体別に①国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）と②地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）に分類

【第3 食育の総合的な促進に関する事項（具体的な施策）】

1. 家庭における食育の推進：

- ・地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の推進
- ・成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の取組の促進 等

2. 学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の配置促進、栄養教諭の育成とその資質能力の向上
- ・学校給食における地場産物等の安定供給等に向けた連携体制の構築等の促進、食料安全保障等に関する指導の先進事例の創出
- ・学校における農林漁業体験等の効果や課題等の整理・周知、「農林漁業教育」に関する先進事例の創出、地域人材の活用等の促進 等

3. 地域における食育の推進：

- ・官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進
- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・「食育実践優良法人顕彰」の実施
- ・大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びの機会の提供 等

4. 食育推進運動の展開：

- ・食育に関する理解醸成や行動変容の促進
- ・食育に関する民間資格を有する者等の食育活動への参加促進 等

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験の実施の支援や消費者の参加促進
- ・食料の持続的な供給・合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成等の促進
- ・環境に配慮した農林水産物等の選択に向けた取組の推進 等

6. 食文化の継承のための活動への支援等：

- ・国民運動として和食に接する機会を拡大する活動の展開 等

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：

- ・食品の安全性、栄養等に関する情報提供や食品表示の理解促進
- ・食育や日本の食文化の海外展開 等

【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

地方公共団体の食育の取組状況の見える化、PDCAサイクルによる施策の見直し・改善 等

第5次食育推進基本計画における目標・指標・目標値

国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）

食育に関心を持つ

<指標>

・食育に関心を持っている国民の割合

現状値
(令和7(2025)年度)

79.1%

目標値
(令和12(2030)年度)

90%以上

家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす

・朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数

週8.6回

週10回以上

朝食の欠食を減らす

・朝食を欠食する子供の割合

6.4%

5%以下

・朝食を欠食する若い世代の割合

28.2%

25%以下

栄養バランスに配慮した食生活等を実践する

・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上
ほぼ毎日食べている国民/若い世代の割合

36.1%/23.8%

45%以上/30%以上

・食塩/野菜/果物摂取量の平均値

9.6g/258.7g/78.1g
(令和6(2024)年度)

7g/350g/200g
(令和14(2032)年度)

・生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や
減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合

63.2%

70%以上

ゆっくりよく噛んで食べる

・ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合

46.2%

55%以上

農林漁業体験を経験する

・農林漁業体験を経験した国民(世帯/本人)の割合

57.1%/45.5%

60%以上/50%以上

生産現場等を意識して食品等を選ぶ

・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合

66.0%

70%以上

・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合

57.1%

60%以上

食品ロス削減のための行動をする

・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合

77.2%

80%以上

食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する

・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合

68.6%

75%以上

地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）

学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす

<指標>

・栄養教諭による地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数

月14.1回

月15回以上

・学校給食における地場産物/国産食材を使用する割合(金額ベース)
現状値(令和7年度)から維持・向上した都道府県の割合

—

90%以上/90%以上

地域等での共食の機会を増やす

・地域等で共食したいと思う人が共食する割合

70.1%

75%以上

地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす

・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、
伝えている国民の割合

48.8%

55%以上

・郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合

54.7%

60%以上

食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす

・食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数

30.3万人
(令和6(2024)年度)

31万人以上

推進計画を作成・実施している市町村を増やす

・推進計画を作成・実施している市町村の割合

92.9%

100%

重点事項（１）学校等での食や農に関する学びの充実①

重点事項の主な内容

- 朝食を欠食する子供が増加傾向になるなど、**子供達の食生活の乱れやそれに伴う健康への影響**が見られ、また、**農業等の生産現場の実態を知らない子供も増えている**ことから、学校等が家庭や地域等と連携して、児童生徒の食に関する正しい知識の習得や望ましい食習慣の形成、生産現場に対する関心や理解を促すために食育を推進することが重要。
- 学校においては、**栄養教諭を中核として、食生活の重要性に関する指導を充実**するほか、学校と家庭・地域との連携・協働の下、**農林漁業体験等の「農林漁業教育」を実施**

<関連する主な目標・指標・目標値>

【国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）】

○朝食の欠食を減らす

- ・朝食を欠食する子供の割合：５％以下

○農林漁業体験を経験する

- ・農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合：60%以上

【地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）】

○学校給食における地場産物等を活用した

食育に関する取組等を増やす

- ・栄養教諭による地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数：月15回以上
- ・学校給食における地場産物/国産食材を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和７年度）から維持・向上した都道府県の割合：90%以上

<目標達成に向けた主な推進施策>

家庭における食育の推進：

- ・「早寝早起き朝ごはん」国民運動等の全国的な普及啓発
- ・地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の推進
- ・成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の取組の促進 等

学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の配置促進、栄養教諭の育成とその資質能力の向上
- ・学校給食における地場産物等の安定供給等に向けた連携体制の構築等の促進、食料安全保障等に関する指導の先進事例の創出
- ・学校における農林漁業体験等の効果や課題等の整理・周知、「農林漁業教育」に関する先進事例の創出、地域の人材活用等の促進 等

生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験の実施の支援や消費者の参加促進 等

重点事項（１）学校等での食や農に関する学びの充実②

関連する主な記載（抜粋）

食育基本法第20条第1項、第2項関連

第3 食育の総合的な促進に関する事項 2. 学校、保育所等における食育の推進

（１）現状と今後の方向性

学校においては、学童期、思春期における食育の重要性を踏まえ、一定の指導が行われるよう、全国の学校において、改正後の食育基本法の趣旨を踏まえ、食に関する指導に係る全体計画を作成し、それに基づき、給食の時間はもとより、各教科等の時間や、**農林漁業体験の機会の提供等をはじめとする「農林漁業教育」を推進**することで、積極的に食育の推進に努め、子供たちの食や農林漁業に対する関心や理解を、食を営む力として評価していくことが求められている。なお、指導に当たっては、今後改訂が予定されている学習指導要領の内容を踏まえ、国において体系的な食に関する指導の方向性を示した上で、各学校等の状況を考慮して実施することが必要である。その際、全国的な取組状況を把握し、評価・分析の上、その結果を周知することも重要である。

（２）取り組むべき施策

（食に関する指導の充実）

栄養教諭は、学校の食に関する指導に係る全体計画の策定、教職員間や家庭との連携・調整等において中核的な役割を担う職であり、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員であり、栄養教諭を中核として、関係者が連携した体系的・継続的な食育を推進する。

（学校給食も活用した食に関する指導の充実）

学校給食への地場産物や有機農産物の活用は、食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の上に成り立っていることについて、児童生徒の理解を深め、感謝の心を育むの教育効果のほか、環境負荷の低減や地域の活性化等、多様な効果が期待されるため、その推進に当たっては、市町村が中心となり、**食材需要に対応できる生産供給体制の構築の供給者側の取組並びに地域の実情を踏まえた学校設置者及び学校等の取組の双方が密接に連携・協働することが必要である。**

（「農林漁業教育」の実践）

子供の頃から、食料安全保障や食料の合理的な価格の形成等の課題や実情を含む食を支える農業等への理解が重要であるため、**「農林漁業教育」その他必要な施策を推進**する。また、指導の充実に向けて、食育の体系的な整理や栄養教諭をはじめとする教員研修の充実、**農政部局や関連団体と学校・教育委員会との連携により、学校教育を理解し、円滑に協力できる農林漁業者等の地域人材の掘り起こし・活用等を進める。**さらに、総合的・計画的な**「農林漁業教育」の全国展開に向けて、先進事例の創出やその周知**を行うとともに都市と農山漁村との交流・連携を図る。また、特に学校における**農林漁業体験等が促進されるよう、体験効果や課題等の整理や周知を行う。**

重点事項（２）健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

重点事項の主な内容

- 生涯を通じた食育の推進により、健全な食生活を実践できる人間を育てることや、また消費生活に当たって、生産現場等の環境へ与える影響等にも配慮する必要。
- 幅広い世代において、栄養バランスや食習慣の乱れが見られるが、特に若い世代においては、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の回数や野菜類・果物類の摂取量が少ないなどの課題があり、進学や就職等のライフイベントを機に生活リズム等が変わり、食生活の乱れが生じやすい。
- 特に若い世代を中心に食や食生活を主体的に選択する世代を対象として、官民の幅広い連携・協働等により、食や農林漁業への理解醸成と行動変容を促す「大人の食育」を推進。

<関連する主な目標・指標・目標値>

【国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）】

- 朝食の欠食を減らす
 - ・朝食を欠食する若い世代の割合：25%以下
- 栄養バランスに配慮した食生活等を実践する
 - ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民/若い世代の割合：45%以上/30%以上
 - ・食塩/野菜/果物摂取量の平均値：
7g/350g/200g（令和14年度）
- 生産現場等を意識して食品等を選ぶ
 - ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合：70%以上
 - ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合：60%以上：

<目標達成に向けた主な推進施策>

地域における食育の推進：

- ・官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進
- ・「食育実践優良法人顕彰」の実施
- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びの機会の提供
- ・地域における様々な共食の場づくりの推進 等

生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験の実施の支援や消費者の参加促進
- ・食料の持続的な供給・合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成等の促進
- ・環境に配慮した農林水産物等の選択に向けた取組の推進 等

重点事項（２）健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

関連する主な記載（抜粋）

食育基本法第20条の2 関連

第3 食育の総合的な促進に関する事項 3. 地域における食育の推進

（１）現状と今後の方向性

官民連携食育プラットフォームによる官民の幅広い連携・協働の取組等を通じて、「大人の食育」を推進する。

（２）取り組むべき施策

（健康寿命の延伸につながる食育の推進）

「健康日本21（第三次）」の推進や食生活改善普及運動等により、生活習慣病の予防及び改善、健全な食生活の実現並びに健康づくりのための身体活動の実践につながる食育を推進する。

（官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進）

官民連携食育プラットフォームにおいて、会員企業等を中心に事業者間および官民が連携した取組を推進することにより、食や農に対する大人の消費者の理解醸成と行動変容の促進を図る。

具体的には、朝食の欠食や栄養バランスを欠いた食生活、生産現場を知らない人の増加等の現代の食生活に関する課題の解決に向け、各種プロジェクト活動を実施するとともに、大学や地域等へ働きかけ、官民が連携・協働した新たな取組の展開を促進する。

（食品関連事業者等による食育の推進）

官民連携食育プラットフォーム等とも連携して、食品関連事業者等は、消費者に対して、食生活改善につながる表示や商品・サービスの提供、見える化、生産者や産地等の情報も含めた食に関する情報提供、工場・店舗の見学、調理体験、農林漁業体験、出前授業の開催等の多様な取組を行うことを推進する。

（職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進）

官民連携食育プラットフォームの下で食育実践優良法人顕彰を実施し、従業員に対し、朝食や栄養バランスに配慮した食事の提供やアプリ等を活用した食事管理等、食生活改善に向けた取組とその評価を行っている企業を顕彰し、もって企業内の活力向上及び優良な取組の横展開を図る。

（若い世代に関わる食育の推進）

若い世代が食育に関心を持ち、自ら食生活の改善等に取り組んでいけるよう、マスコミ及びインターネット、SNS等も活用して、若い世代に対して効果的に情報を提供するとともに、地域等での共食によるコミュニケーション等を通じて、食に関する理解や関心を深められるように食育を促進する。

また、大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びを提供する取組を促進する。

「みんなで連携」ハンドブック
～事業所給食から始める働く世代の健康づくり～



事業所編

(掲載場所) <厚生労働省ホームページ>
事業所特定給食施設における関係者間の連携による栄養管理の推進について
[特定給食施設における栄養管理 | 厚生労働省](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75623.html)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75623.html

働き盛り世代が一日の多くを過ごす職場において、食育を推進していく

食育実践優良法人2026 事例集



野菜摂取

朝食

体験

相談・指導

従業員食堂

社内共有

購買

研修・セミナー

提供

キャンペーン

イベント

アプリ

その他



食育実践優良法人

農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kensyo/26jireishu.html>

「福島県食育応援企業団」

県内の企業に加入していただき、県が事務局となって、ふくしまの食育を推進する組織です。

事務局は加入企業からいただいた食育に関する情報を取りまとめ、県のホームページに掲載し、県民に情報提供します。

次の1～4のいずれかの食育活動に関わる様々な活動を行っています。

- 1 県のホームページ等を通じ、県民に対する食育・健康増進活動に係る情報の提供
- 2 構成員相互の交流、情報交換、応援団が実施する食育・健康増進活動への協力
- 3 食育・健康増進の推進に係る普及、啓発
- 4 県や市町村等が実施する食育・健康増進事業への協力 等

令和8年7月現在、63社が加入しており、御協力いただいています。

「福島県食育応援企業団」登録企業と食育活動についてはこちらまで
福島県ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045a/kenkozoushin-syokuiku2.html>

重点事項（３）国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

重点事項の主な内容

- 国民が健全な食生活を送るためには、その基盤として将来にわたって食料の安定供給を確保する必要があり、**生産現場等における持続可能な食料供給への取組等について理解を深め、食料の持続的な供給に資する行動変容に努めることが求められる。**
- 国民の食卓と生産現場の距離が遠くなっている中、「農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合」等は近年、減少
- 生産現場への理解や、自然の恩恵や生産者への感謝の念を深め、国民の食卓と農業等の生産現場の距離を縮めることにつながる、**農山漁村での宿泊体験を含む農林漁業体験機会の提供**のほか、生産者と消費者が直接つながる取組や、**食料の持続的な供給に資する食品の選択等を促進。**

＜関連する主な目標・指標・目標値＞

【国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）】

- **農林漁業体験を経験する**
 - ・ 農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合：60%以上
 - ・ 農林漁業体験を経験した国民（本人）の割合：50%以上
- **生産現場等を意識して食品等を選ぶ**
 - ・ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ
国民の割合：70%以上
 - ・ 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ
国民の割合：60%以上；
- **食品ロス削減のための行動をする**
 - ・ 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合：80%以上

＜目標達成に向けた主な推進施策＞

地域における食育の推進：

- ・ 官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進
- ・ 大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びの機会の提供 等

生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・ 農林漁業体験の実施の支援や消費者の参加促進
- ・ 食料の持続的な供給・合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成等の促進
- ・ 環境に配慮した農林水産物等の選択に向けた取組の推進
- ・ 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づく取組の推進 等

重点事項（３）国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

関連する主な記載（抜粋）

食育基本法第23条関連

第3 食育の総合的な促進に関する事項 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

（１）現状と今後の方向性

農林漁業体験等の取組を推進することにより、生産現場に対する関心や理解を深めるとともに、国産農林水産物や環境に配慮した食品等の選択等の実際の行動変容を促すことが重要である。

（２）取り組むべき施策

（農林漁業者等による食育の推進）

「国や地方公共団体において、それぞれの地域性を考慮の上、酪農教育ファーム等の民間主導の取組等も含め、全国の農林漁業体験に関する情報の取りまとめや発信等、必要な情報提供等により、農林漁業者等の活動の支援や消費者の参加を促す。

（都市と農山漁村の共生と交流の促進）

都市住民と農林漁業者の交流を促進するため、農泊における都市住民への農山漁村の情報提供と農山漁村での受入体制の整備等の取組を推進するとともに、産直活動等の生産者と消費者が直接つながる取組を推進する。

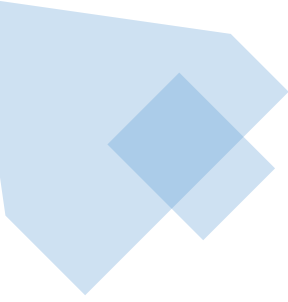
（食料の持続的な供給に向けた消費行動の促進）

持続的な食料供給の実現の観点から、消費者をはじめとする食料システムの関係者に対し、食品の生産・製造・流通に関わる実態、コスト高騰の背景等についてわかりやすく伝えるため、様々な取組を実施している「フェアプライスプロジェクト」において、引き続き、発信の内容や手法を工夫しながら、各段階での合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成と関係者の行動変容の促進を図る。

（環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進）

近年の気候変動による高温や豪雨等の極端な気象現象が、農林水産物の生産や流通に影響を及ぼしていることについて、消費者の役割の自覚と日々の購買行動の変化を促すため、環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費に配慮した食育を推進する必要がある。（略）

消費者の環境に配慮した農林水産物・食品の選択やその理解に向け、環境負荷低減の取組の「見える化」やその優良事例の情報発信及び有機JASの認知度向上等を推進する。あわせて、消費者の選択に資するよう、生産現場における環境負荷軽減の取組等の情報提供や食品事業者等による消費者への理解醸成を図る取組を推進する。



学校における食育の推進



学校における食育は、全世代への**食育推進のための中心地**

【改正食育基本法の重要ポイント】

- ・ 食育推進の目的として**食料の合理的な価格形成への理解と食料安全保障の確保を追加**
- ・ **食育の推進に中核的な役割を果たす栄養教諭を明示**（指導体制の整備が必要）
- ・ 農林漁業に関する体験活動その他の**農林漁業教育の推進を追加**
- ・ **農林漁業者その他の教職員以外の人材の活用等を図ることを明記**

【第5次食育推進基本計画（学校関係）】

- ・ 栄養教諭による地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数
月14.1回→月15回以上
- ・ 学校給食における地場産物・国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値
(令和7年度)から維持・向上した都道府県の割合
70.2%(地場産)・83.0%(国産) → 90%以上(地場産・国産とも)

➤ **学校における食育は、これ以外も含め個人目標のほぼ全てに貢献する**

例：「食育に関心を持っている国民を増やす」「朝食を欠食する国民を減らす」「栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす」

➤ **いずれの目標も、学校・教育委員会・農政部局・事業者・家庭の連携が必要**

学校における食育の推進体制①

栄養教諭の配置割合は地域差が大きい
複数校兼務のケースも多く、十分な指導時間が確保できない
教育委員会による積極的な配置推進が必要

○栄養教諭等の配置状況

	完全給食を実施している 学校数 (A) (※1)	栄養教諭等配置数 (B) (※2)	配置率 (B/A) (%)
国立	85	70	82.4
公立	27,328	10,425	38.1
私立	174	38	21.8
計	27,587	10,533	38.2

(※1)出典：令和5年度学校給食実施状況調査

(※2)出典：令和5年度学校基本調査

(※) 幼稚園、高等学校及び特別支援学校を除く。

(※) 「栄養教諭等配置数(B)」とは、栄養教諭及び栄養職員の配置数

(参考)令和7年度栄養教諭等配置数(公立義務教育諸学校)

栄養教諭7,019人、学校栄養職員4,181人、計11,200人

(令和7年度学校基本調査)

○学校栄養職員・栄養教諭の合計に占める栄養教諭の割合

<栄養教諭割合上位>

都道府県	栄養教諭 配置数	学校栄養職員 配置数	栄養教諭の 割合
鹿児島県	157	5	96.9%
滋賀県	77	4	95.1%
愛知県	434	23	95.0%
島根県	50	3	94.3%
北海道	481	32	93.8%

<栄養教諭割合下位>

都道府県	栄養教諭 配置数	学校栄養職員 配置数	栄養教諭の 割合
東京都	90	1,079	7.7%
沖縄県	52	106	32.9%
福島県	71	131	35.1%
群馬県	71	128	35.7%
鳥取県	25	42	37.3%

教育委員会の取組が、地域の子供たちの**食の未来を変える**

【即時対応が求められる事項】

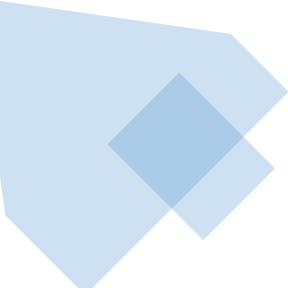
- ①栄養教諭の**積極的な配置・食育指導充実のための体制整備**
- ②学校給食における**地場産物等活用の推進**
- ③改正食育基本法、食育推進基本計画を踏まえた**食に関する指導の実施**

【中期的に取り組む事項】

- ④**地方食育推進計画の改定へ参画**、食に関する指導に係る**全体計画の見直し支援**
 - 農林漁業体験を含む農林漁業教育の計画・実施に係る内容を盛り込む
- ⑤**教科横断的な食育の推進**（カリキュラム・マネジメントの観点から）
- ⑥管理職を含む食育に関する**教職員研修の充実**
- ⑦地域との**連携体制の構築**

【教育委員会側の体制整備】

- ⑧教育委員会内の**食育推進担当の明確化**
- ⑨学校・農林水産・保健医療部局との**横断的連携**
- ⑩自地域の**強み・弱み、アクションプランの整理**



こども・若い世代における 食育について

健やか親子21 公式ウェブサイト

(妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト)

<https://sukoyaka21.cfa.go.jp/>

目的

成育医療等基本方針に基づく国民運動として、子育て当事者・国民全体へ妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報発信を行う。

主な掲載内容

健やか親子21と成育基本法について

成育基本法や健やか親子21 応援メンバーである地方公共団体・企業・団体・大学等の活動内容について紹介しています。

マタニティマーク

マタニティマークの目的や使用ガイドなどを掲載しています。

母子健康手帳情報支援サイト

妊娠中から乳幼児までの健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識を掲載しています。

データでわかる妊娠・出産・子育て

妊娠・出産・子育て期の健康についてデータとイラストでわかりやすく説明しています。

参考資料

調査研究事業などで作成された妊娠期から子育て期の健康づくりに参考となる資料を掲載しています。

産後ケア事業

産後ケア事業に関する動画、チラシ等を掲載しています。

食育

乳幼児・妊産婦の食育に関するチラシやパンフレット等を掲載しています。



健やか親子21と成育基本法について
子どもの健やかな成長を促すため、妊娠・出産・子育て期の健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識を掲載しています。



母子健康手帳情報支援サイト
妊娠中から乳幼児までの健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識を掲載しています。



マタニティマーク
マタニティマークの目的や使用ガイド、アンケート結果などを掲載しています。



データでわかる妊娠・出産・子育て
妊娠・出産・子育て期の健康についてデータとイラストでわかりやすく説明しています。



はじめよう プレコンセプションケア
プレコンセプションケアに関する知識を、さまざまな形で発信しています。



乳幼児健診情報システム
(自治体向け)
市町村が健診情報や健康に関する情報を活用できるように、活用するためのツールです。



イベント
健やか親子21の活動について、紹介しています。



参考資料
調査研究事業などで作成された妊娠期から子育て期の健康づくりに参考となる資料を掲載しています。



産後ケア事業
産後ケア事業に関する動画、チラシ等を掲載しています。



食育
乳幼児・妊産婦の食育に関するチラシやパンフレット等を掲載しています。

保育所保育指針について

- 第1章～第5章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示（平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用）

第1章 総則

○ 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等も踏まえ、「4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定めるなど、保育所保育の基本となる考え方について記載。

1. 保育所保育に関する基本原則
2. 養護に関する基本的事項
3. 保育の計画及び評価
4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- 乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。
- 特に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。

1. 乳児保育に関わるねらい及び内容
※「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という視点から記載
2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
4. 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

○ 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。

1. 子どもの健康支援
2. **食育の推進**
3. 環境及び衛生管理並びに安全管理
4. 災害への備え

第4章 子育て支援

○ 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。

1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項
2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
3. 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

○ 職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実なども含め記載。

1. 職員の資質向上に関する基本的事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等
4. 研修の実施体制等

「保育所保育指針」における食育に関する記載

○保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七号）（抄）

第3章 健康及び安全

2 食育の推進

（1）保育所の特性を生かした食育

ア 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。

イ 子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。

ウ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

（2）食育の環境の整備等

ア 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。

イ 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

ウ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年告示）の構成

幼保連携型認定こども園教育・保育要領 目次

第1章 総則

- 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等
- 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等
- 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

- 第1 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容
- 第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容
- 第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容
- 第4 教育及び保育の実施に関する配慮事項

第3章 健康及び安全

- 第1 健康支援
- 第2 食育の推進
- 第3 環境及び衛生管理並びに安全管理
- 第4 災害への備え

第4章 子育ての支援

- 第1 子育ての支援全般に関わる事項
- 第2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援
- 第3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

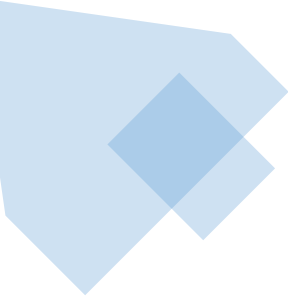
○幼保連携型認定こども園教育・保育要領

(平成二十九年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号) (抄)

第3章 健康及び安全

第2 食育の推進

- 1 幼保連携型認定こども園における食育は、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。
- 2 園児が生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う園児に成長していくことを期待するものであること。
- 3 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に基づき、食事の提供を含む食育の計画を作成し、指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。
- 4 園児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、園児と調理員等との関わりや、調理室など食に関する環境に配慮すること。
- 5 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。
- 6 体調不良、食物アレルギー、障害のある園児など、園児一人一人の心身の状態等に応じ、学校医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。



「大人の食育」について



官民連携食育プラットフォーム

✓ 大人の食生活に乱れ

- ・若者における野菜類・果実類の摂取は減少し、中高年における米の消費は減少している
- ・朝食を欠食している子供・若者の割合は増加傾向にあるなど、今後も朝食を欠食する大人は増加すると推測される
- ・食育に関心を持っていない若者も依然として多い

✓ 消費者の理解と行動が一層重要に

- ・食育基本法の制定から約20年が経過
- ・消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、食料の持続的な供給を支える存在として、消費を通じて積極的な役割が求められている一方で、
- ・若年層を中心に、食に関する経済性志向や簡便化志向が進む

大人の消費者に対する食育がこれまで以上に重要

食を通じて大人の消費者と日々接している食品関連事業者等の皆様とともに、**官民で連携し、また事業者間の協働をより推進し、行動変容に向けての新たな展開を図るべく、官民連携食育プラットフォームを設立し、様々な連携・協働の取組を生み出していきたい。**

官民連携食育プラットフォーム

- 朝食の欠食、栄養バランスがとれていない食生活、食に対する関心の低下、農の現場や食品製造の実態を知らない人の増加など、食を取り巻く様々な課題が生じており、「大人の食育」がこれまで以上に重要。
- 食を通じて大人の消費者と日々接している食品関連事業者等とともに、官民で連携し、また事業者間の協働をより推進し、消費者の食と農への理解の醸成と行動変容に向けての新たな展開を図るため、令和7年6月に設立。

設立発起人企業 20社

- ・(株)伊藤園
- ・エイチ・ツー・オー リテイリング(株)
- ・大塚製薬(株)
- ・カゴメ(株)
- ・(株)カスミ
- ・カルビー(株)
- ・キッコーマン(株)
- ・キューピー(株)
- ・シダックス(株)
- ・(株)セブン&アイ・ホールディングス
- ・(一社)全国農業協同組合中央会
- ・(株)ダイエー
- ・(株)日本アクセス
- ・日本ハム(株)
- ・ハウス食品グループ本社(株)
- ・(株)ベルク
- ・(株)Mizkan
- ・(株)明治
- ・(株)ライフコーポレーション
- ・(株)ワイズマート

会員数：148（令和8年6月現在）

食育活動の情報発信

- ・会員企業等の様々な食育活動を全国に発信
- ・共通のロゴやキャッチフレーズを用いた効果的なイメージ戦略



官民連携
食育プラットフォーム
食べる、生きる、楽しむ。ニッポンの食育。



会員間の交流・連携

- ・会員交流会や会員勉強会などを通じて、食育活動の高度化や、企業・行政等様々な主体による新たな連携を促進



プロジェクト活動

- ・課題を決めて連携し、新たな食育に挑戦するプロジェクトを実施
- ・企業間だけでなくとどまらず、大学等への連携した働き掛けなど、官や学の連携を推進



朝食を食べよう
プロジェクト



バランスよく食べよう
プロジェクト



食や農の現場を体験しよう
プロジェクト



● 官民連携食育プラットフォーム（農林水産省ホームページ）

https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/otona_syokuiku/platform.html



官民連携食育プラットフォーム

官民連携食育プラットフォーム
会員募集中！



食育に取り組む皆さまのご参画をお待ちしています！



官民連携食育プラットフォームとは

- ・企業や行政、教育関係者、農林漁業者が連携して「大人の食育」を推進
- ・会員同士が協力して行うプロジェクト活動も展開中



朝食を食べよう



バランスよく食べよう



食や農の現場を体験しよう



会員になるとこんなことができます

- ・会員限定 **ロゴマーク** の使用
- ・皆さまが行う食育活動を **全国に発信**
- ・**会員交流会** や **会員勉強会** に参加
- ・「大人の食育」関連情報を入手
- ・会員同士の連携した取組の実現



会員交流会



会員勉強会



食育イベント出展

官民連携食育プラットフォーム
お申込みフォーム



https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syoutan/hyoji/otona_syokuiku.html

「みんなで連携」ハンドブック
～事業所給食から始める働く世代の健康づくり～



事業所編

(掲載場所) <厚生労働省ホームページ>
事業所特定給食施設における関係者間の連携による栄養管理の推進について
[特定給食施設における栄養管理 | 厚生労働省](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75623.html)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75623.html



ふくしま食育

御視聴ありがとうございました
資料に添付した「受講アンケート」の
提出をお願いします。